

報酬改定に伴う令和4年度 からの変更点

令和3年度

集団指導実施資料(令和4年3月25日)

(1) 障がい者虐待防止の更なる推進

対象サービス種別・・・全サービス

- ① 従業者への研修実施 **義務化**
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること **義務化**
- ③ 虐待の防止等のための責任者を設置すること **義務化**

(2) 身体拘束等の適正化の推進

対象サービス種別…

訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービス

- ① 身体拘束等を行う場合の記録の整備（訪問系以外は従来から規定有）
義務化
- ② 身体拘束等の適正かのための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底すること **義務化**
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること **義務化**
- ④ 従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施
義務化

(2) 身体拘束等の適正化の推進

報酬に算定について、**減算の創設**

- 前頁の①から④を満たしていない場合に、「身体拘束廃止未実施減算」(5単位/日)を適用
- ただし、訪問系サービスについては、令和5年4月から減算適用
- その他のサービスについても、②から④の項目については令和5年4月から適用

(その他参考)

障害福祉サービス等報酬に関するQ&A(平成31年3月29日事務連絡)